

2022年10月20日

日本鳥学会会員 各位

日本鳥学会

会長 綿貫 豊

日本鳥学会 2022 年度書面総会の実施について（ご案内）

～web 表決または書面表決のお願い～

秋涼の候、皆様におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より学会活動にご理解、ご協力賜り、誠にありがとうございます。

当学会では、例年大会に合わせて総会を開催しておりますが、新型コロナウイルスの感染が拡大した場合、大会期間中に対面での総会を実施できない状況になりうるため、昨年度と同様に、今年度も総会は書面で開催させていただきます。会則に書面総会に関する事項はございませんが、2022年8月3日に開催された評議員会において、今年度の措置として書面総会を行うことについて了承されております。

書面総会実施の流れをご覧ください表決（web 表決または書面表決）へのご協力をお願いいたします（委任状は用意しておりません）。会則第8章第16条3に従って、会員数の10分の1以上の表決の提出をもって本年の総会が成立します。また、会則第8章第16条4より、総会の議事は有効な表決のうち、賛成過半数をもって可決とします。ただし、会則変更の議事は、会則第10章第21条より、有効な表決の2/3以上の賛成を得て可決とします。

表決の提出は、Web 表決または書面表決のどちらか一方だけを選択してください。会員番号と氏名の合致した表決を有効とします。会員番号は書面総会を案内した電子メールまたは送付物に記されていますので、必ず確認して入力または記入をお願いします。

お問い合わせ先

日本鳥学会事務局

〒005-8601 北海道札幌市南区南沢5条1丁目1-1

東海大学生物学部生物学科 松井 晋

TEL: 011-571-5111（代表）

E-mail: matsui "at" ornithology.jp

（"at" を@に変更してください）

＜書面総会実施の流れ＞

10月20日

鳥学会ホームページで【書面総会案内】、【書面総会資料】、【別添資料】、【書面表決書】が閲覧、ダウンロード、印刷できることを会員にメールにて周知。なお、【書面総会資料】のPDFファイルを開き方は書面総会を案内した電子メールをご確認ください。

10月末～11月上旬

- 会員にDM便にて、【書面総会案内】、【書面表決書】、【返信用封筒】の配布
なお、DM便の送付物にも書面総会資料のPDFファイルの開き方を記載しています。
- 法人化についての意見交換会（11月5日に大会にて開催）
- 風力発電の導入についての基本的な考え方に関する会員からの意見収集
（10月末～11月上旬webによる意見聴取、11月6日に大会にて自由集会を開催）
- 11/9までに 【法人化に関するご意見の概要】、【風力発電の導入についての日本鳥学会の基本的な考え方に関するご意見の概要】を鳥学会HPに掲載予定

11月10日～11月30日



Web 表決（Web フォームから回答） または



書面表決（書面表決書の記入と返送）

鳥学会HP掲載の【書面総会資料】【別添資料】
【法人化に関するご意見の概要】【風力発電の導入についての日本鳥学会の基本的な考え方に関するご意見の概要】を確認いただいて、Webによる表決フォームからご回答ください。

鳥学会HP掲載の【書面総会資料】【別添資料】
【法人化に関するご意見の概要】【風力発電の導入についての日本鳥学会の基本的な考え方に関するご意見の概要】を確認いただいて、【書面表決書】にご記入の上、返信用封筒で事務局まで郵送してください（切手不要）。

Web 表決受付期間：

2022年11月10日0時～11月30日23時59分

Web 表決フォーム

<https://forms.office.com/r/ypXgmGyqSG>



書面表決受付期間：

2022年11月10日～11月30日まで（消印有効）

表決書の郵送先

（返信用封筒を使用する場合、宛先は記入不要）

〒005-8601

北海道札幌市南区南沢5条1丁目1-1

東海大学生物学部生物学科気付

日本鳥学会事務局 松井 晋

<日本鳥学会 2022 年度書面総会における決議指針>

総会成立

1. 書面総会は会則第 8 章第 16 条 3 に従い、表決者を出席者とみなして成立を判断する。

表決の有効性

2. 議決権は会則第 3 章第 6 条に記された通りであるが、表決者の確認には表決書に記された会員名と会員番号の合致に基づいて行う。
 - ア. 会員名のみ、あるいは会員番号のみの表決書は無効
 - イ. 会員名と会員番号が合致しない表決書は無効
 - ウ. 無効とされた表決書は投票数に含めない
3. 同一表決者により、複数の表決書が届いた場合、日付の遅いものを優先して 1 つの表決とする。
4. 同一表決者により、同一の日付の複数の表決書が届いた場合、郵送表決書を Web フォームからの回答による表決より優先して 1 つの表決とする。
5. 表決の提出期日は、郵送の場合は期日の消印があるものまでを有効とし、Web フォームからの回答による表決は期日の 23 時 59 分 59 秒までに送信された記録を有効とする。

決議の方法

6. 各審議事項の承認・否認の集計は事務局にて行う。
7. 集計には会長が委嘱した 1 名以上の立会人を伴う。
8. 表決は審議事項ごとに集計し、決議する。
9. 集計結果は議長によって確認され、議長が会員へ決議を告知する。

議長

10. 議長は承認・否認の票を投じない。
11. 承認・否認が同数の場合、議長の審議により決議する。

＜審議事項の概略＞

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】、【別添資料】、【法人化に関するご意見の概要】、【風力発電の導入についての日本鳥学会の基本的な考え方に関するご意見の概要】をご確認いただき、表決の提出は、Web 表決（Web フォームから回答）または書面表決（書面表決書の記入と返送）のいずれかをお選びください。ここでは 2022 年度の書面総会における各議事について、ご確認いただきたい資料とその概略を示します。

また、2022 年 8 月 3 日と 10 月 5 日に開催された評議員会において各議案は承認済みであることを申し添えます。

審議事項 1：2021 年度決算

鳥学会 HP 掲載の【別添資料】をご確認いただき、表決をお願いします。

審議事項 2：2023 年度予算

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】の 2023 年度予算をご確認いただき、表決をお願いします。

審議事項 3：会則第 6 章役員会第 13 条の改定

現行の会則では、評議員会において委任状を提出して欠席する評議員は出席数に加えることとなっています（第 13 条 4）。一方で、可否投票の際には委任状提出者も含めた出席数の過半数をもって議事が可決されるため、実際には投票できない委任状提出者は白票を投じた扱いになっています（第 13 条 5）。欠席者を出席数に含めないことで、公正な可否投票を行うため、鳥学会事務局より会則の改定が提案されました。

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】の規定改定をご確認いただき、表決をお願いします。

審議事項 4：ポスター賞規定第 4 条の改定

ポスター賞審査委員は、現行の規定では、企画委員を除く学会員の中から選出することとしています。しかし大会に参加する学会員の中から適任者が容易に選ばない場合が生じるため、企画委員が審査委員となることを妨げないよう、企画委員会よりポスター賞規定の改訂が提案されました。

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】の規定改定をご確認いただき、表決をお願いします。

審議事項 5：内田奨学賞規定第 2 条の改定

内田奨学賞はアマチュアを対象とした賞となっています。現行の規定では、内田奨学賞は「博士の学位をもつ者や博士の学位取得を目指し大学院に在学している者は対象としない」としています（第 2 条）。このため、鳥学に関連しない分野の博士の学位を持つ者やその取得を目指し大学院に在学している者も対象外となってきました。しかし、評議員会において本賞で対象とするアマチュアの捉え方を再検討した結果、今後は「鳥類の研究を本職としていない」という職業的な意味でのアマチュアと考える方針が確認されました。以上のことから、基金運営委員会より内田奨学賞規定の改定が提案されました。

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】の規定改定をご確認いただき、表決をお願いします。

審議事項 6：基金運用規定第 5 条と第 10 条の改定

現行の規定では、冠基金については元本を費消できないとしています（第 5 条）。一方で、中村基金および岡田基金では覚書により元本を費消可能としています。このため、規定の内容が実情と合致していません。また、本規定の改定のためには評議員会とともに主要な基金寄付者の承認が必要とされています（第 10 条）。しかし、基金寄付者のほとんどは物故者となっており、その承認を得ることは現実的ではありません。このことが障害となり、今後鳥学の発展のため基金を活用することが難しくなれば、それは基金寄付者の意思に反するものと考えられます。以上のことから、規定と現状を一致させるとともに、時代に合わせた柔軟な基金の運用を可能とするため、主要な基金寄付者を存命の基金寄付者と考え、基金運営委員会より基金運用規定の改定が提案されました。なおこの考え方については、弁護士に伺った意見を参考にしています。

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】の規定改定をご確認いただき、表決をお願いします。

審議事項 7-1：大会支援委員会の新設とその規定

2022 年 2 月 21 日開催の評議員会で活動継続が承認された大会常設委員会設置検討ワーキングにおいて、年次大会を円滑に運営するための検討が進められ、大会支援委員会の新設およびその規定が提案されました。

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】の大会支援委員会の新設およびその規定の資料をご確認いただき、表決をお願いします。

審議事項 7-2：大会規定第 4～16 条の改定

大会支援委員会の新設とその規定の整備に伴い、大会規定の変更案が大会常設委員会設置検討ワーキングより提案されました。

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】の規定改定をご確認いただき、表決をお願いします。

なお【審議事項 7-2】は【審議事項 7-1】が承認された場合に決議されます。

審議事項 8：風力発電の導入についての日本鳥学会の基本的な考え方

日本鳥学会では、風力発電をはじめとする自然エネルギー関連施設計画に特化した「風力発電等対応ワーキンググループ」を鳥類保護委員会内に立ち上げることが 2022 年第 1 回評議員会（2022 年 2 月 21 日開催）で承認されました（<http://ornithology.jp/iinkai/report/report2022-1.pdf>）。ワーキンググループは、①導入が加速する風力発電に対する学会の基本的な考え方の策定、②鳥類研究者、行政あるいは電力事業者向けの鳥類影響評価に関する指針の作成、および③個別風力発電事業に対する意見書案の作成を主なタスクとしています（<https://ornithology.jp/iinkai/hogo/index.html>）。風力発電施設の建設計画が加速する現在だからこそ、それらの施設が鳥類に与える影響を注意深く評価する必要があります。風力発電施設を導入する場合は、科学的根拠にもとづき、鳥類への影響を最小にすべきです。その実現を目指すために、鳥類の専門家集団である日本鳥学会が風力発電の導入についての基本的な考え方を示すことは重要です。この度、総会決議として鳥類保護委員会より「風力発電の導入についての日本鳥学会の基本的な考え方」が提案されました。この提案が総会決議で採択された場合、並行して行われる会員からの意見聴取（本紙 p. 2 参照）の結果を受け文言の修正が必要であれば、修正後に総会決議後の評議員会で再度承認を受け決定します。

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】の風力発電の導入についての日本鳥学会の基本的な考え方に関する資料、および【風力発電の導入についての日本鳥学会の基本的な考え方に関するご意見の概要】をご確認いただき、表決をお願いします。

審議事項 9：日本鳥学会の法人への移行

日本鳥学会は長い歴史をもつ、鳥類を専門とする国内唯一の学術団体です。これまで法人格のない団体（任意団体）として活動してきました。【書面総会資料】に挙げた複数の理由により、法人への移行を事務局よりここに議題として提出します。過日、オンラインでの法人化にかかる意見聴取にご協力いただきまして、ありがとうございました。いただいた意見を事務局で慎重に検討した結果、今回の書面総会では法人化の可否をご判断いただくことにし、法人の種類（一般か、公益かなど）、組織体制については、法人化の承認を得られたあとに、役員、専門家をまじえた検討グループを会長のもとに組織して改めて時間をかけて検討し、その上でこれらにつきましては来年度総会で決議することとしました。

鳥学会 HP 掲載の【書面総会資料】の日本鳥学会の法人化についての提案に関する資料、および【法人化に関するご意見の概要】をご確認いただき、表決をお願いします。